

京都市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年3月27日

京都市教育委員会

教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第7号

京都市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

京都市教育委員会公印規則の一部を次のように改正する。

別表第2中 「

学校印（一般公印）	校長
学校長印（一般公印）	

」 を

「

学校印（一般公印）	校長
学校長印（一般公印）	
学校印（専用公印）	校長（分校を設置する
学校長印（専用公印）	学校の校長に限る。）

」 に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)